

(第一類 第五号)

衆第三百一議院

金融委員會議錄

四
号

四
一

第二百一回国会 財務金融委員会議録 第四号

しては、引き続き、歳出改革の取組、というものを継続しながら、経済再生と財政の健全化というものの両立を図るということで、私どもとしては、二〇二五年度の、国、地方を合わせてのプライマリーバランスの黒字化を実現していくよう努めをしてまいりたいと考えております。

○階委員 消費増税で国民に負担を課す際に、未だに借金を残さないようにするために負担をお願いしている、財政健全化のためにお願いしているわけですから、財政健全化を示すプライマリーバランスの数字が悪化しているというのは極めて問題題だと思いますよ。

○麻生国務大臣 今説明を申し上げたとおりで、繰り返しになって恐縮ですけれども、私どもといつましても、公債依存度等々が一番よく話題になるところでありますけれども、これは改善はしておるという事実はある程度理解をいただきたいところであって、思つたほど改善していなくてはいけないかと言われればそのとおり。

その部分に関しましては、私どもはいわゆる得たものに関しましては、若い人たちに対しての補助というか、いろいろな形で使わせていただいているという部分が大きく作用しておる。いわゆる学校とか教育費とか、そういうふたものにいろいろ使させていただいたというので、結果として税収の減につながつておりますので、そういうふたところは、税収というか、歳入の減になつておるということだと思っております。

○階委員 一部改善しても、プライマリーバランスのところは、これは重要な指標ですので、これが悪化しているということは、責任が重い。あと、最後に一問だけ、藤原政務官にお尋ねしますね。

今回、租特の見直しという中で、地方拠点強化税制を延長、拡充するということが行われました。地方創生担当の政務官でいらっしゃいます

が今回、国会でも問題になっていますけれども、地方から東京圏への一極集中を二〇二〇年までにプラス・マイナス・ゼロにする、人口の社会移動をですね。それが実は、ゼロにするどころか、五年前よりもどんどんふえてきているという中で、地方に働く場所をつくって、そこに人を呼び寄せる、外から呼び寄せる、あるいは外に出よとうとする人を踏みどらませる、若い人とかです。これは非常に大事だ。なので、この税制については、意味のあるやり方で進めていくべきだと思います。

意味のあるやり方がどうかといふことは、ちよつと私が気になっているのは、この政策を、租特を実行する上で、目標は五年間で実質一・五万人ぐらい雇用を創出するということになつていてますね。ただ、その一・五万人の中には、外から来る人、あるいは外に出ていこうとする人を採用した場合だけではなくて、もともと地元の企業で勤めていた人が転職する場合もこの一万五千人、一・五万人には含まれてしまう。これを除くような実績の集計をすべきだと思うのが一点。

そういう意味では、ある意味でセミサム的なところがあるのではないかという考え方もあると思うんです。ですが、地方間の転勤者であっても、仮に地方での雇用というものが失われてしまった場合には、新卒と同様に、やはり地方から東京へ流れてしまう、そういうような可能性があることから、今のところ、目標としての従業員数三万人増加、この従業員については、東京からの転勤者に限定せず、地方間というのも一応含めて考えていくところでございます。

それからもう一つ、フォローアップの件でございますけれども、これは、雇用促進税制についておおむね三年間が最大の期間でございますけれども、事業計画については最長で五年間となっております。そして、五年間の間は毎年報告を聴取をするということになつておりますので、先生がおつしやるとおり、三年間たつた後、残り二年間、計画によつてはございますので、そこはしっかりと事情を聴取してフォローアップをしていく、この大きさはしっかりと認識をしていくつもりでございます。

○階委員 ありがとうございました。終わります。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

最初に、新型コロナウイルスの肺炎問題について要望したいと思うんですね。

実は、きょうのニュースで、北海道で小学生の兄弟が感染をしたと、二人。十歳未満の感染者といふのは国内初めてだと思うんですね。それから、小樽の女性検疫官、四十代ということで報じられておりますが、やはり感染をしている。どんどん広がっているわけです。国内でも感染者がとれ、亡くなるケースも出てまいりました。

財務省におかれましても、ぜひ、PCR検査体制の拡充、それから治療体制の確立のために、必要な財政出動を含め万全な対応を求めておきたいと思います。

はおおむね三年間が最大の期間でございますけれども、事業計画については最長で五年間となつております。そして、五年間の間は毎年報告を聴取をするということになつておりますので、先生がおつしやるとおり、三年間たつた後、残り二年間、計画によつてはございますので、そこはしっかりと事情を聴取してフォローアップをしていく、この大切さはしっかりと認識をしているつもりでござります。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

初めに、新型コロナウイルスの肺炎問題について
を希望したいと思うんですね。

実は、きょうのニュースで、北海道で小学生の
兄弟が感染をしたと、二人。十歳未溝の感染者と
いうのは国内初めてだと思うんですね。それから

ら、小樽の女性検疫官、四十代ということで葬られておりますが、やはり感染をしている。どんどん広がっているわけです。国内でも感染者が増え、亡くなるケースも出てまいりました。財務省におかれましても、ぜひ、PCR検査体制の拡充、それから治療体制の確立のために、必要な財政出動を含め万全な対応を求めておきたいと思います。

さて、確定申告の時期でありますけれども、厚生大臣、税務署の用意した申告作成会場に納税者がたくさん今来ているんですね。万が一その中に新型コロナウイルスの感染者の方がおられたら、感染が拡大するおそれもあるわけです。

実は、東日本大震災のときなどの災害時に、国税通則法第十一条ですけれども、これを適用して申告、納付期限を延長していくことがあります。仮に今後爆発的に拡大することになれば、こうしたことも適用するなど、ぜひ検討していくべきたい。これは要望として伝えておきたいと思います。

それでは、所得税法等の一部改定案について質問いたします。

初めに、政府が進める成長志向の法人税改革について質問したいと思います。

この間の答弁で、おおむね政府の考え方として、次のことが確認できたと思うんですね。法人税率は引き下げたが、租税特別措置の廃止、縮小や課税ベースの拡大で財源はしっかりと確保していく。それから、法人税引下げは、企業の収益性の確保、国際競争力の確保の面がある。さら

利益に含まれているため、経常利益を押し上げて、いるということだと思います。配付資料の一枚目をごらんください。

これは、資本金十億円以上の、利益と法人税の推移を棒グラフにしたものであります。

七・五兆円に約十兆円ふえているんです。大もうけです。にもかかわらず、法人税等の税収はわずか二百十四億円にとどまつております。

の間議論してきた政府の成長志向の法人税改革もたらした真の姿ではありませんか。お答えください。

○麻生国務大臣 先月でしたかね、先日、財金の委員会でもこれは申し上げたんだと思いますが、平成二十七年度、二十八年度の税制改正において、成長志向の法人税改革におきましては、厳しい財政事情や企業部門の内部留保が増加しておりますので、そういう傾向、また消費税率引上げといつたいろんな情勢を考えて、租税特別措置の縮減、廃止により課税ベースを拡大して、財源をしつかり確保しながら法人税率を、引き上げておられますので、ネットで増税にも減税にもなっていないふうにこまく上げておられます。

ないところとは申し上げたままで、
こういった状況の中で、少なくとも、日本経済
というものを見ますと、所得とかいろんな、雇用
とか、改善をされておりますので、高水準の企業
利益等々によって、内需を中心に緩やかな回復が
続いております。

安倍政権の七年間にわたって表れてきました。法人税収は、平成二十四年度決算の九・八兆六だと思いますが、それから平成三十年度決算額で二・三兆と二兆六千億円増加しているところです。いまして、今のところ委員の御指摘は当たつておらぬと思つております。

その上で、資本十億円以上の大企業は營業益の
益がふえてても税負担はふえていないという御指摘
だと思いますが、この御指摘の資料で引用してお
られる法人企業統計の上の法人税といふものにつ
きましては、これは法人事業税のうちで法人の所
得に課税する部分、いわゆる所得割ですな、所
得に課税する部分、いわゆる所得割ですな、所

割という意味をおわがりね
所得割で含まれておる以上、と同様に、付加価値等に課税する部分、いわゆる付加価値割とかまた資本割といふもののは、これは含まれておりません。

付加価値書及び資本書が拡大されたために
あって、これはあたかも法人税等が減ったかのよ
うに示されておりますが、極めてミスリードイン
グなものになるんだという点もあわせて御指摘を
させていただければと思います。

（済みを空け、取扱いが丁寧で、運送も安心して任せられる）おつしやったように、法人税全体でいうと、二〇一二年度の九・八兆円から二〇一八年度の十二・三兆円、ふえてているんですね。

この資料を見ていただいたのは、資本金一千億円以上ということで、資本金階級別にうちの事務所で作成したものなんですね。これを見ていただいだて、第二次安倍政権が本格的に始まつた二〇一三年度から二〇一八年度まで、法人税はふえていますか。

今委員がお配りになどされた資料 大臣が御答
されたとおりなんですが、ども この八・五兆をさ
るいは八・八兆という形でほとんど伸びていかない
という図になつていて、部分についてですけれど
も、これは、平成二十七年度、八年度、それ以降

もやつてまいりました、国際競争に対応して税率を下げて課税ベースを広げるという、税収中立と言っている部分ですけれども、地方税の中では、外形標準課税という赤字法人課税をして、税率は

下げる。したがって、所得割の部分は下がつたけれども、外形標準で別途課税をしているんです。その別途課税をしている部分がこのグラフには載つておらないんです。したがって、その部分を一度外視しているという点を指摘しているわけです。

あたかも八・数兆円で横ばいに見えますけれども、そこには外形標準課税を代替する形で上増

しにした。所得を減らして「暮らしにした」ところが捨象されておりますといふことです。
○清水委員 だったら、それを含めた推移の資料を作成していただきたいといふのが一つと、今

おつしやった二十七年、二十八年の税制改正でも、法人税を引き下げた金額よりも課税ベースを拡大した分の方が少ないんですよ。これは法人人事業税の地方税を見てマイナスになっていますの

本でもう一回かけるといふのは、これは二重課税といふことになつて、これは国際社会では皆そういふふうにいたしております。御存じのとおりなので。

結論、この議論ではつきりしてはいるのは、利益で。

が上がっているのは間違いないです、大企業の。ところが、法人税はフラットになつていて、また

ところが、決して、アーティストとして、あ、幾らか違うというふうにおっしゃるんだだけれども、総じてこの傾向は変わらない。

とも、総体的にはこの意向は認められないつまり、成長志向の法人税改革というのは、企業が利益を伸ばすこと上で税負担も達成していくこと

業が利益を得るためにどこで有利に成るかを定めて、
いうことだと思うんですよ。本来は、本来はです
よ。企業が業績を上げる、だから法人税もふる
る、めでたしめでたしというのが本来のあなたの方針
の方針だというふうに思はんすけれども、最も
減税策の利用が多い、資本金の多い大企業が成長
して利益を伸ばしても、法人税收入が伸びないとい
うところをさへ、或況する意味ほどこころうる

いふことであれば、減税の意味はどこにあるのか。

遂に聞きますけれども、しゃあ麻生大臣、後、この法人税をどのように伸ばしていくこうと考へておつしやつじやくしようか。

○麻生国務大臣 法人税と限つて通告が出ていなかつたつた。〔清く委員「法人税で通告していいか」と

か二点の（清水委員）法人税で通告してい
す」と呼ぶ)ちょっと、座つてしゃべると聞こえな
いから、五つ「雪のじよび」とか。

○清水委員 法人税の税収をどうやつて伸ばしていこうか、今後。

○麻生国務大臣 法人税の税収。これは、企業が
多くて、主導権を握るから、これがいろいろな理で

基本的に今 非常に大きく伸びている大きな理由の一つは、海外からの、子会社のいわゆる配当金、米国債に対する金利差、資本構成費等

金また貸し付けた金に対する金利、資本金にするいわゆる割戻し等々いろいろなものがあります

のでそういう部分がふえておられますか。これ非常に企業、大企業の利益をふやしておるといふことは事実^{事実}であります。

その海外で得たものは海外で既に税金を払つていますから、それをもう一回、日本に戻したらどう

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど委員が御提出された資料の、営業利益がふえているけれども、受取配当が入っておらないというふうにおっしゃいましたけれども、これは入っておりますので、受取配当がふえた分が利益の増幅になります。それから、利益がふえた部分と同額、税が上がりますと、その部分につきましては、一〇〇%課税したことになりますので、差が出てくるのもこれはいたし方がないところだと存じます。

その上で、今の御下問ですけれども、資本金百億円超の単体の法人と連結法人の法人税の割合が比較的小さく示されているということがあるわけですけれども、これは、前回も御答弁申し上げましたけれども、受取配当等の益金不算入制度ですとかグループ企業間の損益通算の影響によるところが大きいわけでございますけれども、これらの制度は、先ほど大臣からも御答弁申しましたように二重課税を避けるとか、あるいは企業の組織形態、企業経営に影響を与えないようにするといったことから各国でとられている仕組みでございまして、細かいところは若干の異同がございますけれども、大体なべて似たところ、似たようになります。

そういう制度につきまして、日本だけが二重課税をするとか、企業の組織形態に影響を及ぼすということはどうり得ないと思つております。そのことを申し上げた次第です。

なお、大企業はというふうにまでおっしゃいますけれども、そうは申し上げおりませんけれども、中小企業もこれらは税制の恩恵を直接あるいは間接に受けれるということを申し添えさせていただきます。

○清水委員 や、結局、ふえなきやならないといふふうには答へなかつたんですよ。中小企業も恩恵を受けていると言ひますけれども、財務省作成の資料で、その恩恵を受けている割合というのは、資本金十億円とか百億円の企業が一番割合は大きいというのは、この間証拠で示

したところなんですね。

それで、資料の三枚目をごらんください。

これは、ソフトバンクグループの巨額節税を特集した記事であります。

これは、私も先般の代表質問で、ソフトバンクグループが二〇一九年度決算で、一兆九千八百億円の利益を上げながら、法人税はわずか五百五百万円しか払っていない、こういうことを告発しました。なぜこのようなことが起こっているのかどうぞご当地の資料なんです。

ごらんいただいたように、わかるように、ソフ

トバンクグループは、通信子会社ソフトバンクの上場時に同社の株を一部売却し、二兆円の特別利益を計上しています。一方、海外子会社から多額の配当を受け、企業価値の下がった子会社をグルーブ会社に売却し、そのときにできた損失で相殺をするということなんですね。

益金不算入になりますし非課税ですね。

今回の法改正では、こうした外国子会社益金不算入制度を用いた租税回避手段を封じ込める手段が盛り込まれているというふうに説明を受けました。これはどのようなものなのか説明していただきたい。また、今回なぜこのような手段を用いることとしたのか説明してください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

国際的な租税回避は、課税の公平性を損ない、納税者の信頼をも揺るがしかねない大きな問題でありますと考えております。これまで日本は、BEPSプロジェクトの合意事項などを踏まえまして、必要な見直しを着実に進めてきたところでございます。

今回の税制改正におきましては、現行法令上、法人が外国子会社株式等を取得した後、配当益金不算入制度を適用して子会社からの配当を非課税で受け取るとともに、配当によって時価が下落しております。これを組み合わせますと国際的な租税回避に用いられるとの御指摘がありましたこと

とから、法人が一定の支配関係にある外国子会社などから一定規模以上の配当額を受ける場合に

は、株式の帳簿価額からその配当額のうち益金不算入相当額を減額することによりまして、譲渡損失の計上を防止するという策を盛り込ませていた 것입니다。

これにつきましては、米国の法令を見習つたといたところでございます。これは、引き続き、国際的な租税回避の防止に向けて不斷に取り組んでまいりたいと考えております。

いうところはございますけれども、政府といたしましては、引き続き、国際的な租税回避の防止に

向けて不断に取り組んでまいりたいと考えております。

○清水委員 今のお説明のとおりです。簡単に言うと、みずからつくり出した損金は認めないというようなものだと思います。

このような国際的な租税回避の対応はもう当然のことなんですが、しかし、果たしてこれだけ空洞化している法人税収入を確保することができるとかいうことなんですね。

配付資料の五枚目をごらんください。

これは、二〇一二年から、ソフトバンク株式会社がソフトバンクグループ株式会社へと変わるために、持株会社になるわけですけれども、法人三税がずっと五百万円なんですよ。どれだけ利益を上げても五百萬円。二〇一七年に三百十三億

払つているではないかということですけれども、これと法人税の負担率でいうと一・一%程度ですか、胸を張れるような額ではないわけであります。

結局、今回、いわゆる租税回避を塞ぐ手段を用いるということですが、毎年五百万円になつてゐるわけですから、今回の措置だけで例えこうしたからくりといいますか手口を防ぐことができるのか。これがすぐ求められていると思うんです。

私は何もソフトバンクが憎くて言つていいわけじゃないで、これがすぐ求められていると思うんです。私は何もソフトバンクが憎くて言つていいわけじゃないで、これがすぐ求められていると思うんです。

の本社に物すごいお金のかかるサーバーを設置しないといけないということで、ソフトバンクの方から、私たちがこういうのを負担するのはどうも納得できないという要望を受けて、それは問題だというふうに国会でも取り上げました。筋の通らないことだめだと。しかし、これだけ大もうけしていても法人税を五百萬円しか払わない、払わないでいい仕組みがあるわけですよ。違法なことをしているわけじゃない。払わなくていい仕組みを政府がちゃんと設けているからなんですね。これ以上に抜け道がないのかやはり確認すべきだと思います。

今回の措置同様、そういうものがあれば防ぐ手立てがほかにできないのか、しつかりと調査研究するべきだと思いますが、ここは、主税局長、どうですか。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

個別の法人に関する課税についてはお答えは差し控えさせていただきますけれども、一般論で申し上げますけれども、ちょっと迂遠なようなことを申し上げるようですが、企業会計と税務会計は目的を異にしておりまして、その目的に応じてさまざまな計算方法の相違がございます。このために、会計上の利益と課税の対象となる税務上の利益というものが異なることには留意をいただく必要があります。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

個別の法人に関する課税についてお答えは差し控えさせていただきますけれども、一般論で申し上げますけれども、ちょっと迂遠なようなことを申し上げるようですが、企業会計と税務会計は目的を異にしておりまして、その目的に応じてさまざまな計算方法の相違がございます。このために、会計上の利益と課税の対象となる税務上の利益といふものが異なることには留意をいただく必要があります。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げました上で、政府といたしましては、企業活動の実態などを注視しながら、今委員が御指摘のようなことを申上げましたけれども、いわゆる合法的に企業名は抜きですけれども、いわゆる合法的にいかがなものかという節税ができてしまうということについては、先ほどの今年度改正の事例でも申上げましたけれども、そういうことがありますか、個別企業名は抜きですけれども、いわゆる合法的にいかがなものかという節税ができてしまうということについて、先ほどの今年度改正の事例でも申上げましたけれども、そういうことがありますか、個別企業名は抜きですけれども、いわゆる合法的にいかがなものかといふことは難しいわけですね。

ようにしていただきたいと思っておりますし、更には申上げましたけれども、そういうことは難しいわけですね。されども、そういうことが、後手に回るようないいふうに思つておられます。

○清水委員 しつかり調査検討していただきたいんです。

それから、もう一つちょっと確認しておきたいんですね。いわゆる外国子会社からの配当益金等不算入制度は二重課税を防ぐために必要な制度だと、麻生大臣も矢野主税局長もおつしやるわけですよね。

ところが、以前の外国税額控除であれば、仮に

子会社の外国が日本よりも法人税率が低い場合、

日本の法人税率の差額をちゃんと課税することができたわけです。今はその差額を徴収することはできません。更に言うと、例えばシンガポールなんというのは法人税が一七%ですから、日本でいうと二三・二%ですか、その差額についても払わなくていいわけですし、シンガポールに納める税金、配当を出すときの税金も、いわゆる日本とシンガポールの租税条約などがありますから、これも払わなくていいということになつてているんですね。ですから、以前の制度と比べると、やはり外國に子会社があるというところは配当を受け取るたびに以前よりも利益が上がるという仕組みになつていています。

それで、ちょっと、矢野さん、わかつていたら教えていただきたいんだけども、海外子会社のいわゆる二重課税を防ぐための措置だといふんすけれども、外國子会社の所在地別の配当金額といふのは、これは公表されているんですかね。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

公表されている数字はないと存じます。

○清水委員 ないんですよ。ですから、その国が、子会社の置かれている所在地の国が幾らの法人税なのかとか、幾ら税金を払ったのかというのがつかめないんですよ。ですから、例えばケイマング島とかパナマ諸島とか、タックスヘイブンと言われるところですよね、そこでもともと税金を払わない、そして配当を日本に出せば、それも九五%については非課税になる。だから、二重課税どころか二重非課税なんですよ。ですから、海外がやつていてるからといって倣う

のではなくて、空洞化する法人税収を埋めるといふことであれば、こうなことについてもしつかうことに見直すということが必要だということを強く

申し上げたいと思います。
それで、矢野康治主税局長は、二〇〇五年七月に著書を出されておられますね。「決断！待つたまじの日本財政危機」という本を出されておられます。

これを読みますと、今後の税制のあり方として

次のように書かれておられます。社会の会費を上昇させる方向で現行税制を見直さざるを得ないとすれば、基本的には個人所得課税と消費税の負担をバランスよく上げていく方向で検討すべきと思いま

す。こういうふうに述べておられます。さらに、

垂直的公平性のあり方として税制を築いていくた

めには、個人所得課税若しくは資産課税の負担の

引上げを消費税の引上げと同時にあわせて考

べきだ、こういうふうにも書かれているんですね。

今回は消費税は一〇%に上がりましたけれど

も、例えば所得税の最高税率が四五から上がる

という話も全くないわけで、消費税だけがどんど

んどん上げられているということがわかつて

いるわけであります。

おおむね十四年前に書かれたとおりの税制改正

がいわば今やられているということだと思うんで

すが、結局、二〇一九年度補正後のプライマリー

バランスでは、十四・六兆円の赤字なんですよ。

政府は基礎的財政収支の黒字化だとか言いますけ

ども、これをどうやって達成するんですか。消

費税、十年間上げないんでしょう。法人税はふえ

ていませんよね。どうやってこの税収の空洞化を

埋めるんですか。結局、消費税を更に引き上げる

という道しかなくなるんじやありませんか。

矢野さん、いかがですか。十四年前に書いた本

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。
久しぶりに自分の書いたことを読みましたけれども、先ほど委員から御指摘されましたようなことを確かに書いております。

著書を書いた趣旨は、財政が非常に厳しいんだと、それが、いろんな誤解があつて樂りと見直すということが必要だということを強く申し上げたいと思います。

これを読みますと、今後の税制のあり方として

次のように書かれておられます。社会の会費を上

げる方向で現行税制を見直さざるを得ないとされ

ば、基本的には個人所得課税と消費税の負担をバ

ランスよく上げていく方向で検討すべきと思いま

す。こういうふうに述べておられます。さらに、

垂直的公平性のあり方として税制を築いていくた

めには、個人所得課税若しくは資産課税の負担の

引上げを消費税の引上げと同時にあわせて考

べきだ、こういうふうにも書かれているんですね。

結果的には、それはえと一回り以上前のことで

したけれども、その後、消費税率が上がり、ある

いは所得税の最高税率が上がり、あるいは金融所

得課税の税率が一〇パーから二〇パーに上がり、

相続税の税率構造が上がり基礎控除が縮減され

いつたことがございましたので、確かに御指摘さ

れた部分と符合するようなことが、当時の三党合

意を踏まえて、一体改革法にのつとつてされたと

いうことだと思います。

委員が御指摘の、消費税引上げだけが今進んだ

とおっしゃいましたけれども、今私が申し上げた

ことは、一体改革の中でパッケージになつていた

ことですので、行われた年度は違つたりしますけ

れども、一つのパッケージとして一体として行わ

れたものだと思っております。

この先の話はまた、これまでの改正を踏まえ

て、経済社会情勢を踏まえて、国民的御議論をさ

れるべきものと存します。

会で初めて、非婚の母親に対する寡婦控除適用についての検討を要望しました。

それから三十九年、非婚の母親に寡婦控除適用を認められたのは、昭和五十六年三月二十日の衆議院

第一回定期会で、我が黨の簫輪幸代議員が国

会で初めて、非婚の母親に対する寡婦控除適用についての検討を要望しました。

成果について発言されておられましたし、努力しましたということを口々に述べておられましたので、公明党の役割は大きかったんだろうなというふうに思います。

それで、今回の改正で、未婚、非婚、結婚していない一人親を控除の対象にするということで、先ほど、麻生大臣が言われた日本の家族制度の根幹が崩れるというような保守的な発想は、もう与党の中ではなくなったという理解でよろしいでしょうか。

○遠山副大臣 清水委員の御質問にお答えをした

いとと思います。

まず、先ほどこの質問の前提で清水委員がおつ

しゃつた麻生大臣の昨年十二月の会見での御発言

ですが、私ちよつと正確に調べてみたら、こうおっしゃつておられるんです。寡婦控除についていろいろな意見があり、日本の家族制度の根幹が崩れるという意見もあつて、大きな制度変更が行われない状態が続いていたと記憶しているという御発言だと思います。ですから、これは、正確に言つたまつた麻生大臣の御意見をおつしやつたというよりも、恐らく自民党、公明党、与党税調の中でおつしやつておられるんです。寡婦控除についていろいろな意見をおつしやる方がいたという、ほかの方の発言の引用なんです。だから、そこはまず訂正をさせていただきたいと思います。

その上で、もちろん、この未婚の一人親にかかる税制の改正のテーマは、公明党として長年議論をしてまいりました。今般は、経済社会の構造変化も踏まえまして、公明党だけでなく自民党も党内においてかなり議論をされたと理解をしております。最終的には、すべての一人親家庭に対し得税法における同様の取扱いがなされる

と考えております。

○清水委員 配付資料の六枚目をごらんください。

事例一、離婚している親が別居している子に養育費を毎月送っている、この別居している親がひどり親控除が認められるかどうか。

もう一点、清水委員の御質問の中で、家族制度が壊れるというような保守的な発想はもうないのか云々というお話をありました。もちろん、保守的な発想といふものの定義は何なのかといふこと

がありますので、それが明らかでないと一概に言えないわけですけれども、それは党派を超えてみんな思つてゐるわけでありまして、その子供を優先する、これは海外ではチルドレンファーストとかチャイルドファーストといふいう発想でこの税制改正も議論していこうとそういう流れの中で今回の実現に至つた、こういふふうに思つております。

○清水委員 私は麻生大臣の発言として言つたつ

うに思つております。

以上です。

○清水委員 私は麻生大臣の発言として言つたつ

うに思つております。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

これは事務方で結構ですけれども、端的にお答

えいいただきたいと思うんです。この法律第二条第三十一号の、ひとり親控除が認められる人の条件としては、親と同一の家屋に居住している子は、原則として、生計を一にする子というの

指すのでしょうか。端的にお答えください。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

御指摘の件につきましては、親と同一の家屋に

居住している子は、原則として、生計を一にする

子と取り扱つております。また、同一の家屋に居

住していない子でありますても、修学等の余暇に

事例四、例えば、妹夫婦が事故などに遭つて亡

くなれた、その子供をいわゆる亡くなつた妹の

お姉さんが扶養する場合、これについては寡婦控除が適用になるのか。

事例五、これは大災害のときなどによくあるんですが、両親が亡くなつて子供さんだけが残つた場合、その祖母が孫を扶養するという場合、これは寡婦控除、二十七万円が適用されるのかどうか。

それから、事例五、これは大災害のときなどによくあるんですが、両親が亡くなつて子供さんだけが残つた場合、その祖母が孫を扶養するという場合、これは寡婦控除、二十七万円が適用されるのかどうか。

これについて、イエスかノーかでお答えください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

事例四の方は、寡婦控除の適用対象になり、事例五の方は、お子さんではありませんので、対象にならないということになります。

失礼いたしました。右側の事例五も、寡婦控除は適用になります。

○清水委員 いずれの場合も、寡婦控除は適用さ

れることになります。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

今挙げられました四つのケース全て、基本的に是適用されることになるところでございま

す。

○清水委員 ここもテンポよく行きたいと思いま

す。次は、資料の七枚目をごらんください。

これは、ひとり親控除は適用されませんが、寡婦控除が適用になるケースの確認をさせてください。

事例四、例えば、妹夫婦が事故などに遭つて亡

くなれた、その子供をいわゆる亡くなつた妹の

お姉さんが扶養する場合、これについては寡婦控除が適用になるのか。

それから、事例五、これは大災害のときなどによくあるんですが、両親が亡くなつて子供さんだけが残つた場合、その祖母が孫を扶養するという場合、これは寡婦控除、二十七万円が適用されるのかどうか。

これについて、イエスかノーかでお答えください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

事例四の方は、寡婦控除の適用対象になり、事

例五の方は、お子さんではありませんので、対象にならないということになります。

失礼いたしました。右側の事例五も、寡婦控除は適用になります。

○清水委員 いずれの場合も、寡婦控除は適用さ

れることになります。

○清水委員 お答え申し上げます。

ところが、母子世帯の収入というのは大変深刻なことです。もう時間がないので説明しませんが、毎月でいうと赤字なんですね、可処分所得だけでもいくと。しかも、今回のひとり親控除がどれくらい、いわゆる課税最低限の世帯もたくさん残されているわけですよ。そういう方々には今回の消費

税の増税だけが重く負担にのしかかっているんですね。つまり、一人親の子供ですよね、大きな負担を押しつけられ。本当に子供たちの未来のためにいるわけですよ。そういう方々には今回の消費

引き下げる、母子世帯を応援するべきではあります。せんか。最後にお答えください。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

ひとり親控除につきましては、単身でお子さんを養いながら働く場合に、両親ともにいる家庭に比べまして選択できる職業や働き方に制約があるなど、所得を得る上での御本人の特別な事情に配慮して、税負担の軽減を行うために設けたものでございます。

御指摘のように、課税最低限以下で税の御負担がない御家庭ということになりますと、これはもう大前提としての税負担の軽減を図るものとなる税負担額というものがございませんので、その適用がないということについては御理解をいただきたいと存じます。
それから、消費税との兼ね合いでおつしやられましたけれども、これも繰り返しになりますけれども、消費税は、それ自体はいたたくものですがれども、社会の会費としていたたくものでなければ、社会保障の財源というふうになってしまっておりませんので、主として低所得者の方に、特に今回は全世代型ということですので、高齢者というよりもむしろ子育て世帯に多くが振り向かれたといふこともあわせて考えていただく必要があるかと存じます。

○清水委員 時間が来たので終わりますが、引き続き、法人税収の空洞化については議論をしていきたいと思います。
ありがとうございました。

○田中委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

最初に新型コロナウイルスの件で、国民が一番思っていることをちょっと一つだけお聞きをしたいと思うんですけれども、ダイヤモンド・プリンセス号で部屋を隔離し始めたのが二月五日、そして検査を始めたのが十二日から十四日ぐらいいまでが多い、そこで陰性が明らかになつたので十九日の午前中から下船が始まつたというようだ、報道で知つたわけでございますが、今回、厚

労省の職員がこの船内で事務作業を行つていたといふことで陽性反応があつた。この厚労省の職員は十二日から勤務を開始した、要するに隔離がなされた時点から勤務が開始されて陽性になつたということです。隔離された乗客と接触をしている過程の中で感染したのだろうというのが普通には考へ得るところだと思います。

そうだといたしますと、十二日から十四日まで検体検査をして陰性であったとしても、十九日には十二日から隔離された方々と接触をしない限り感染するはずはないはずなんですね、原則的に朝になつたら熱は下がつたけれども鼻水が出ていたということで、調べたところ、陽性反応があつた。十八日の夜にそういう意味では発症したわけですよ。十九日の下船のとき、下船が始まつたときに、症状が軽快した、鼻水が出ていただけだったというときに、この厚労省の職員は、下船をするときの乗客との関係で、いろいろな説明をしたりとか接触をしたのではないか。

今、一番国民が心配しているのは、あるいは、下船をしている人たちも心配しているわけですよ、もう一度検査してほしいと。十二日から十四日までの間の検査で陰性になつたとしても、十九日の間では隔離しているというのが安全性を担保する唯一の根拠になつていていたわけです。その間は、本当に子供と一緒にいなければいけない一人親家庭を支援する法案がなされています。先ほど遠山副大臣も、子は国の宝だ、チャイルドファーストという話ををしておられました。

私は、まさに、未婚の母親に対する支援、ある親家庭を支援する法案がなされています。先ほど遠山副大臣も、子は国の宝だ、チャイルドファーストといふ話をしておられました。
私は、本当に子供と一緒にいなければいけない一人親家庭というものを支援というのは大賛成なんですが、果たしてこの一人親家庭という言葉自体で全ての支援をしていくことが正しい流れになつているんだろうかというの、やはりこれは確認していかなければならぬんだろうと思つています。

一番わかりやすい例を申し上げますと、二〇〇五年に上映がなされました「宇宙戦争」という映画がありました。ステイブン・スピルバーグ監督でトム・クルーズの主演の映画なんですが、冒頭シーン、元妻が元夫のトム・クルーズに、ボストンの実家に戻る間、トム・クルーズに子供二人を預けるというシーンから始まるんですね。これはもう十五年前に上映された映画。

屋に立ち入つたという事実はなかつたと聞いております。

○串田委員 そうしますと、十二日から勤務をしていてなぜ感染したのかということになるので、世の中でも伝わっているのは、発症しなくても感染するというふうに報道されているわけですから、配しているところであります。

そして、発症したから感染するというより、今は十二日から隔離された方々と接触をしない限り感染するはずはないはずなんですね、原則的には。ですから、その部分を、どういうふうな状況になつたのか本当に確認をして、フォローアップができるところはやはりいていかなければいけないのではないかと思いますので、ぜひ、その点について確認をして、発表をしていただきたいと思います。

それでは、きょうの質問に入りますが、未婚の一人親家庭、そして寡婦に関する税控除の税制改正について質問をさせていただきます。
昨年も一人親家庭に関して所得控除を加算する特別措置が行われて、そしてまた、ことし、一人親家庭を支援する法案がなされています。先ほど遠山副大臣も、子は国の宝だ、チャイルドファーストといふ話ををしておられました。
私は、まさに、未婚の母親に対する支援、ある親家庭を支援する法案がなされています。先ほど遠山副大臣も、子は国の宝だ、チャイルドファーストといふ話ををしておられました。
私は、本当に子供と一緒にいなければいけない一人親家庭というものを支援というのは大賛成なんですが、果たしてこの一人親家庭という言葉自体で全ての支援をしていくことが正しい流れにならぬか。
そうすると、日本はあって、北朝鮮とこの日本しか採用されていない極めて珍しい制度を維持しながら、一人親家庭をつくり出して、その一人親家庭に支援をしているということになつていての支援をし続けるということが正しい予算の使い方なんだろうか。
足りなくなつたら消費税を上げなきやいけない。幾ら上げたってこれは足りないんじゃないかなと思うんですが、先ほど遠山副大臣が子供のチャイルドファーストとおつしやられていましたが、本来は、一人親家庭にしないような、例えば夫婦が離婚したとしても一人親家庭にしないような制度で予算を費やすことが子供ファーストなんじやないかと私は思ついますが、遠山副大臣のお考えをお聞きしたいと思います。